

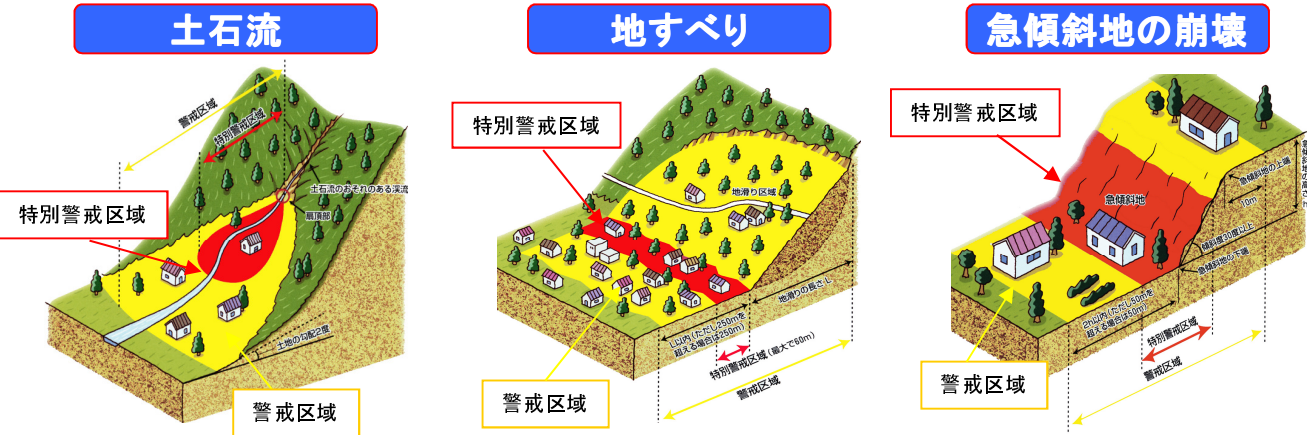
土砂災害警戒区域等について

土砂災害警戒区域等とは

土砂災害（土石流、地すべり、がけ崩れ）から住民等の生命や身体を守るため、県が調査を実施したうえで土砂災害のおそれがある区域を土砂災害防止法※1に基づき指定されるものです。指定される区域は、土砂災害のおそれのある区域として**土砂災害警戒区域**（通称**イエローゾーン**）、さらにその中でも建築物に損壊が生じ、住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれのある区域として**土砂災害特別警戒区域**（通称**レッドゾーン**）の2種類があります。

※1: 正式名称「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律(平成12年法律57号)」

●区域指定のイメージ図●



防災上配慮を要する者が利用する施設※2の管理者さまへ

「土砂災害警戒避難ガイドライン※3（国土交通省砂防部、平成19年4月）」では、児童や高齢者、身体の不自由な方など（要配慮者）の方が利用される施設がイエローゾーンに含まれる場合は、市町村の地域防災計画やハザードマップ等の情報を活用し、迅速な避難行動がとれるよう、施設管理者があらかじめ避難計画や避難経路を策定しておくことが推奨されています。

具体的には、市町村の防災部局と連携を図りながら、以下の6項目等を考慮した避難計画の策定や防災訓練の実施等が有効とされています。

- ①施設の立地条件と想定される土砂災害のリスクの確認
- ②情報の入手方法や、発信者と受信者についての確認
- ③施設職員の参集基準や役割分担等の防災体制
- ④施設内での垂直避難（上の階への避難等）も含めた、施設利用者ごとの避難場所や避難経路、避難方法の決定
- ⑤避難誘導に関する責任者の明確化
- ⑥これらの情報を避難経路図等にわかりやすくまとめる

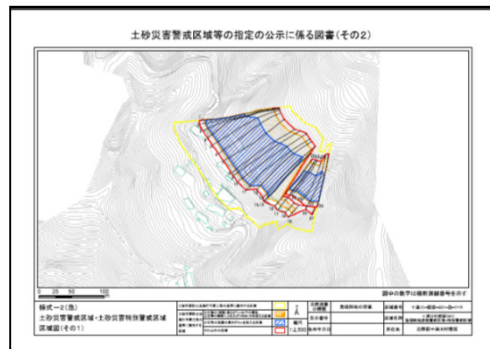
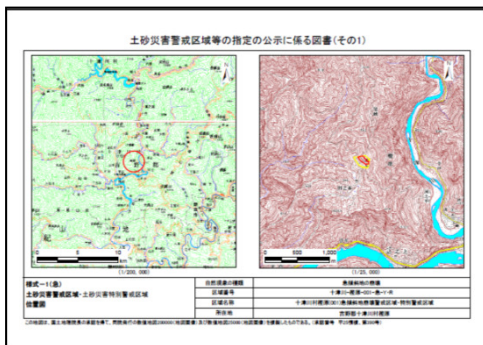
※2: 防災上配慮を要する者が利用する施設とは、社会福祉施設、学校、医療施設等の施設を指します。
※3: 土砂災害警戒避難ガイドラインについてはこちらをご参照ください。 <http://www.mlit.go.jp/common/001087388.pdf>

土砂災害警戒区域等が指定されているかの確認方法

県土木事務所・市町村窓口で

土砂災害警戒区域等については、1区域ごとに「土砂災害警戒区域等の指定の公示に係る図書（以下、公示図書という）」が備えられており、県の砂防・災害対策課、各土木事務所、市町村役場の担当窓口で閲覧することができます。

公示図書にはその区域に関する位置図等が詳細に記載されていますので、住居や施設が区域内に含まれているかご確認ください。



①砂防・災害対策課のHPで

上記の公示図書については、県の砂防・災害対策課HP上でPDF形式にてアップロードしております。

指定されている区域同様、すでに調査を終え、今後区域指定される予定の箇所についても図書をアップロードしていますので、合わせてご確認ください。

（注意：アップロードされている図書の閲覧には、PDF形式ファイルを読み込めるソフトのインストールが必要です。）



②砂防・災害対策課のHPで

平成28年5月より、県の砂防・災害対策課のHP上でGoogle mapや地理院地図上に区域の位置を示した公開システムを開発しております。

今後、より見やすい土砂災害警戒区域等の公開に努めてまいりますので、ご理解のほどよろしくお願いいたします。

（注意：システムへの区域指定の反映には時間差があります。予めご了承ください。）

